

浄化槽をお使いのみなさんへ 浄化槽は適正な維持管理・定期検査を！

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が必要で、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

- 年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)行う必要があります。
- 市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に行う必要があります。その後は毎年1回受ける必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会(☎029-291-4004)にお申し込みください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムです。ぜひご利用ください。

- 現在契約されている保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの污水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ8分の1に減らせます。

- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 合併処理浄化槽の設置には、補助制度がありますので、生活環境課までお問い合わせください。

**■お問合せ 生活環境課 ☎0297(21)2189
茨城県環境対策課 ☎029(301)2966**

浄化槽はきれいな水を自然に返します

